

○奈良県生活環境保全条例

平成八年十二月二十四日

奈良県条例第八号

奈良県生活環境保全条例をここに公布する。

奈良県生活環境保全条例

目次

第一章	総則(第一条—第三条)
第二章	生活環境の保全に関する施策(第四条—第十条)
第三章	大気の保全に関する規制等
第一節	ばい煙等の排出の規制(第十一条—第二十二條)
第二節	自動車排出ガスの抑制(第二十三条・第二十四条)
第三節	屋外燃焼行為に関する規制(第二十五条)
第四章	水質の保全に関する規制等
第一節	排出水の排出の規制(第二十六条—第三十七条)
第二節	生活排水による水質の汚濁の防止(第三十八条・第三十九条)
第三節	地下水の保全に関する規制(第四十条)
第五章	騒音及び振動に関する規制等
第一節	工場等に関する規制(第四十一条—第四十八条)
第二節	建設作業に関する規制(第四十九条・第五十条)
第三節	営業騒音の規制等(第五十一条—第五十四条)
第四節	自動車騒音の抑制(第五十五条)
第六章	廃棄物の減量等の推進(第五十六条・第五十七条)
第七章	雑則(第五十八条—第六十三条)
第八章	罰則(第六十四条—第六十九条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、公害の防止その他の生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全のための施策の総合的な推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

二 ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(アに掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

三 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

四 一般粉じん 特定粉じん以外の粉じんをいう。

五 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

六 ばい煙等発生施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

七 汚水等排出施設 次に掲げる要件のいずれかを備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

八 排出水 汚水等排出施設を設置する工場又は事業場(以下「汚水等排出事業場」という。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水をいう。

九 汚水等 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液をいう。

十 騒音等発生施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設で規則で定

めるものをいう。

十一 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で規則で定めるものをいう。

十二 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(県、事業者及び県民の責務)

第三条 県、事業者及び県民は、奈良県環境基本条例(平成八年十二月奈良県条例第七号)第三条の基本理念にのっとり、生活環境の保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(平一一条例一二・一部改正)

第二章 生活環境の保全に関する施策

(規制の措置)

第四条 県は、公害を防止するため、大気保全、水質保全並びに騒音及び振動に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(大気保全対策の推進)

第五条 県は、事業者及び県民が、その事業活動及び日常生活において、大気保全に資するように自ら廃熱を有効に利用し、又は未利用エネルギーを活用することを促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある化学物質の大気中への排出を抑制するため、当該化学物質の適正な管理に係る指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水質保全対策の推進)

第六条 県は、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養による水の循環の改善その他の河川等の水質を保全するため、污泥のしゅんせつその他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物対策の推進)

第七条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの立場に応じた廃棄物の減量その他の適正な処理を推進するための指針を策定し、その普及啓発に努めるものとする。

(監視等の実施)

第八条 県は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を行うものとする。

(苦情の処理)

第九条 県は、市町村が行う生活環境に関する苦情の処理について、技術的助言等の支援に努めるものとする。

(平一一条例一二・一部改正)

(援助)

第十条 県は、公害防止の施設の整備を推進するため、公害防止の施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

第三章 大気保全に関する規制等

第一節 ばい煙等の排出の規制

(ばい煙等規制基準)

第十一条 ばい煙等規制基準は、ばい煙等発生施設において発生するばい煙等について、規則で定める。

2 前項のばい煙等規制基準は、第二条第一項第二号アのいおう酸化物(以下この項において「いおう酸化物」という。)にあつては第一号、同項第二号イのばいじん(以下この項において「ばいじん」という。)にあつては第二号、同項第二号ウに規定する物質(以下この項において「有害物質」という。)にあつては第三号、一般粉じんにあつては第四号、特定粉じんにあつては第五号に掲げる許容限度又は基準とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙等発生施設において発生し、排出口(ばい煙等発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ(規則で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙等発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質に係るばい煙等発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

四 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

五 特定粉じんに係るばい煙等発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度

(ばい煙等発生施設の設置の届出)

第十二条 ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者は、ばい煙等発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙等発生施設の種類
- 四 ばい煙等発生施設の構造
- 五 ばい煙等発生施設の使用又は管理の方法
- 六 ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(経過措置)

第十三条 一の施設がばい煙等発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつてばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させるものは、当該施設がばい煙等発生施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ばい煙等発生施設の構造等の変更の届出)

第十四条 前二条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第十五条 知事は、ばい煙又は特定粉じんに係るばい煙等発生施設について第十二条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項の内容がばい煙等規制基準(第十一条第一項のばい煙等規制基準をいう。以下同じ。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙等発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条の規定による届出に係るばい煙等発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十六条 ばい煙又は特定粉じんに係るばい煙等発生施設について第十二条又は第十四条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙等発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙等発生施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙等の処理の方法若しくは飛散の防止の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十二条又は第十四条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十七条 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙等発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第十八条 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙等発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙等発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙等発生施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙等発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条又は第十三条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一三条例三二・一部改正)

(ばい煙等の排出の制限)

第十九条 ばい煙に係るばい煙等発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙の量又は濃度が当該ばい煙等発生施設の排出口においてばい煙等規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 一般粉じんに係るばい煙等発生施設を設置している者は、ばい煙等規制基準を遵守しなければならない。

3 特定粉じんに係るばい煙等発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者(以下「特定粉じん排出者」という。)は、ばい煙等規制基準を遵守しなければならない。

4 第一項の規定は、一の施設がばい煙等発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙等発生施設となった日から一年間は、適用しない。

(改善命令等)

第二十条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙の量又は濃度が排出口においてばい煙等規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙等発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙等発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙等発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、一般粉じんに係るばい煙等発生施設を設置している者が、ばい煙等規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙等発生施設についてばい煙等規制基準に従うことを命じ、又は当該ばい煙等発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度がばい煙等規制基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該ばい煙等発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙等発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

4 前条第四項の規定は、前三項の規定による命令について準用する。

(ばい煙等の量等の測定)

第二十一条 ばい煙等発生施設において発生するばい煙等を大気中に排出する者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該ばい煙等発生施設に係るばい煙等の量及び濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第二十二条 ばい煙に係るばい煙等発生施設を設置している者は、当該ばい煙等発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 自動車排出ガスの抑制

(自動車の使用者等の努力)

第二十三条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転し、又は使用する者は、自動車の適正な運転、合理的な使用、必要な整備等を行うことにより、自動車の運行に伴う排出ガスの排出が抑制されるように努めなければならない。

(低公害車等の使用)

第二十四条 自動車を使用しようとする者は、電気自動車等の低公害車又は排出ガスの量がより少ない自動車を使用するように努めなければならない。

第三節 屋外燃焼行為に関する規制

第二十五条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼に伴いばい煙又は悪臭を著しく発生する物で規則で定めるものを、屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用等適切な処理の方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第四章 水質の保全に関する規制等

第一節 排水水の排出の規制

(排水基準)

第二十六条 排水基準は、排水水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、第二条第一項第七号アに規定する物質(以下この章において「有害物質」という。)による汚染状態にあつては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(汚水等排出施設の設置の届出)

第二十七条 工場又は事業場から公共水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 汚水等排出施設の種類

四 汚水等排出施設の構造

五 汚水等排出施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 排水水の汚染状態及び量

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第二十八条 一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水水を排出するものは、当該施設が汚水等排出施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第二十九条 前二条の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十七条第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第三十条 知事は、第二十七条又は前条の規定による届出があつた場合において、排水水の汚染状態が当該汚水等排出事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水水に係る排水基準(第二十六条第一項の排水基準をいう。以下同じ。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以

内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第二十七条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第三十一条 第二十七条又は第二十九条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る汚水等排出施設を設置し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 第十六条第二項の規定は、前項の規定による実施の制限について準用する。

(排出水の排出の制限)

第三十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等排出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が汚水等排出施設となった日から一年間は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等排出施設となった際既に当該工場又は事業場が汚水等排出事業場であるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第三十三条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水等排出事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水等排出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第三十四条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水等排出事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(事故時の措置)

第三十五条 汚水等排出事業場の設置者は、当該汚水等排出事業場において、汚水等排出施設の破損その他の事故が発生し、汚水等が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該汚水等の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、汚水等排出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、汚水等排出事業場の設置者が水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定による応急の措置を講じなければならない場合については、適用しない。

(平二三条例三七・一部改正)

(緊急時の措置)

第三十六条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第三十七条 第十七条及び第十八条の規定は、第二十七条又は第二十八条の規定による届出をした者について準用する。

第二節 生活排水による水質の汚濁の防止

(生活排水対策の推進)

第三十八条 県は、生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する知識の普及を図るとともに、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下この節において「生活排水対策」という。)に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めるものとする。

(平一一条例一二・平一三条例三二・一部改正)

(県民の協力等)

第三十九条 県民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(平一三条例三二・一部改正)

第三節 地下水の保全に関する規制

第四十条 何人も、地下水及び土壌を汚染することのないよう、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当

該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第五章 騒音及び振動に関する規制等

第一節 工場等に関する規制

(騒音等規制基準)

第四十一条 騒音等規制基準は、騒音等発生施設を設置する工場又は事業場(以下「騒音等発生工場等」という。)において発生する騒音又は振動の騒音等発生工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度として、規則で定める。

(騒音等規制基準の遵守義務)

第四十二条 騒音等発生工場等を設置している者は、当該騒音等発生工場等に係る騒音等規制基準(前条の騒音等規制基準をいう。以下同じ。)を遵守しなければならない。

(騒音等発生施設の設置の届出)

第四十三条 工場又は事業場(騒音等発生施設が設置されていないものに限る。)に騒音等発生施設を設置しようとする者は、その騒音等発生施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 騒音等発生施設の種類及び能力ごとの数
- 四 騒音又は振動の防止の方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第四十四条 一の施設が騒音等発生施設となった際現に工場又は事業場(その施設以外の騒音等発生施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音等発生施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(騒音等発生施設の数等の変更の届出)

第四十五条 前二条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十三条第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(計画変更勧告)

第四十六条 知事は、第四十三条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音等発生工場等において発生する騒音又は振動が騒音等規制基準に適合しないことによりその騒音等発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は騒音等発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(改善勧告及び改善命令)

第四十七条 知事は、騒音等発生工場等において発生する騒音又は振動が騒音等規制基準に適合しないことによりその騒音等発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該騒音等発生工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は騒音等発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第四十四条の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音等発生工場等については、同条に規定する騒音等発生施設となった日から三年間は、適用しない。ただし、その者が第四十五条の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(準用)

第四十八条 第十七条及び第十八条の規定は、第四十三条又は第四十四条の規定による届出をした者について準用する。

第二節 建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第四十九条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 騒音又は振動の防止の方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第五十条 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第三節 営業騒音の規制等

(拡声機の使用の制限)

第五十一条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、学校、病院その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

(深夜における騒音の禁止)

第五十二条 飲食店、娯楽場その他の営業を営む者は、深夜(午後十時から翌日午前八時までの時間をいう。)において規則で定める基準を超えて騒音を発生させてはならない。

(違反行為の停止等)

第五十三条 知事は、前二条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(近隣の静穏保持)

第五十四条 何人も、騒音を発生させて周囲的生活環境を損なうことのないように配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない。

第四節 自動車騒音の抑制

第五十五条 自動車を運転し、又は使用する者は、自動車の運行に当たっては周辺的生活環境に配慮するとともに、自動車の適正な運転、必要な整備等を行うことにより自動車の運行に伴う騒音の発生を抑制するように努めなければならない。

第六章 廃棄物の減量等の推進

(事業者による廃棄物の減量等の推進)

第五十六条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再生資源の利用並びに廃棄物の減量等に資する生産構造の改善及び技術開発に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正に処理されるように消費者への情報の提供等を行うよう努めなければならない。

(県民による廃棄物の減量等の推進)

第五十七条 県民は、その日常生活において、廃棄物の排出を抑制し、市町村、事業者等が行う分別回収及び再生資源の利用に協力するとともに、再生品の使用その他廃棄物の減量等に努めなければならない。

第七章 雑則

(環境審議会への諮問)

第五十八条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 ばい煙等発生施設又はばい煙等規制基準

二 汚水等排出施設又は排水基準

三 騒音等発生施設又は騒音等規制基準

四 特定建設作業又は第五十条第一項の基準

五 前各号に掲げるもののほか、公害の防止に関する重要な事項

(市町村長との協力)

第五十九条 知事は、公害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき措置について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(平一条例一二・全改)

(公害防止協定)

第六十条 事業者は、公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。

(立入検査等)

第六十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その者が設置する施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の工場若しくは事業場、建設工事の場所その他の場所に立ち入り、当該工場若しくは事業場に設置される施設その他の物件を検査させることができる。

一 ばい煙排出者、一般粉じんに係るばい煙等発生施設を設置している者又は特定粉じん排出者

二 第二十五条第一項の規定に違反するおそれがあると認められる行為をしている者

三 排水水を排出する者

四 第四十条第一項の規定に違反するおそれがあると認められる行為をしている者

五 騒音等発生施設を設置する者

六 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者

七 第五十一条に規定する商業宣伝を行う者

八 第五十二条に規定する営業を営む者

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害防止の要請)

第六十二条 知事は、この条例に定めのあるもののほか、公害を防止するため必要があると認めるときは、工場又は事業場の設置者、建設工事を施工する者等に対し、公害を防止するための必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(その他)

第六十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

第六十四条 第十五条、第二十条第一項から第三項まで、第三十条、第三十三条第一項又は第四十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項又は第三十二条第一項の規定に違反した者

二 第二十二條第三項、第三十五条第二項又は第三十六条の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 ばい煙に係るばい煙等発生施設の設置者で第十二条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十七条又は第二十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 粉じんに係るばい煙等発生施設の設置者で第十二条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条、第二十八条又は第四十三条から第四十五条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反した者

四 第二十五条第二項、第四十条第二項、第五十条第二項又は第五十三条の規定による命令に違反した者

五 第六十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十八条 第十七条若しくは第十八条第三項(これらの規定を第三十七条又は第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(奈良県公害防止条例の廃止)

2 奈良県公害防止条例(昭和四十六年七月奈良県条例第四号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例第十七条第一項の規定による申請に対する許可の処分がされ、又は許可若しくは不許可の処分がされていない場合において、その申請に係る施設がばい煙等発生施設、汚水等排出施設又は騒音等発生施設に該当するときは、当該申請が受理された日にそれぞれ当該施設に係る第十二条、第十四条、第二十七条、第二十九条、第四十三条又は第四十五条の規定による届出がされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第二十九条の規定による実施の制限を受けている者についての第十五条、第十六条、第三十条、第三十一条又は第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「その届出を受理した日」とあるのは「旧奈良県公害防止条例第二十七条第一項の規定による届出を受理した日」と、「その届出が受理された日」とあるのは「旧奈良県公害防止条例第二十七条第一項の規定による届出が受理された日」とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第三十条第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないものとされているばい煙等発生施設、汚水等排出施設又は騒音等発生施設についての第十九条第四項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十七条第三項の規定の適用については、第十九条第四項中「ばい煙等発生施設となった日」とあるのは「旧奈良県公害防止条例第二十七条第二項に規定する特定施設となった日」と、第三十二条第二項中「汚水等排出施設となった日」とあるのは「旧奈良県公害防止条例第二十七条第二項に規定する特定施設となった日」と、第四十七条第三

項中「同条に規定する騒音等発生施設となった日から三年間」とあるのは「旧奈良県公害防止条例第二十七条第二項に規定する特定施設となった日から一年間」とする。

6 旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。
(水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の一部改正)

9 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例(平成二年三月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成一一年条例第一二号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成一三年条例第三二号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成二三年条例第三七号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。